

公布された条例のあらまし

佐賀県公文書館条例（条例第七号）

1 歴史資料としての価値を有すると認められる公文書その他の記録（以下「歴史的文書」という。）を収集し、保存し、及び利用に供し、並びにこれに関連する調査研究を行う等のため、佐賀県公文書館（以下「公文書館」という。）を設置することとした。（第一条関係）

2 公文書館は、佐賀市に置くこととした。（第二条関係）

3 知事は、歴史的文書について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないこととした。（第三条関係）

4 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例（条例第八号）

1 県民のくらしの豊かさ及び地域の持続的な発展に不可欠である文化及びスポーツについて、学校や教育の枠を超えた総合的な施策の推進体制の強化を図る必要があることに鑑み、次に掲げる教育に関する事務の全てを知事が管理し、及び執行する等のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき事務の所管に関する条例のほか八条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第九号）

1 次に掲げる教育に関する事務の全てを知事が管理し、及び執行する等のため、知事の事務部局の職員を増員するとともに、教育委員会の事務部局の職

員を減員することとした。(第二条関係)

(1) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く)。

(2) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く)。

2 警察職員のうち警察官の定数を一、六八一人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。(第二条及び別表関係)

3 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

1 介護支援専門員実務研修受講試験の手数料の額を改定することとした。
(別表第一関係)

2 介護保険法の改正に伴い、指定介護療養型医療施設の指定の申請の手数料及びその更新の手数料を徴しないこと等とした。(別表第一及び別表第二関係)

3 道路交通法施行規則の改正に伴い、運転経歴証明書の再交付の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

4 道路交通法施行令の改正に伴い、自動車免許に係る試験等の手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、5の一部については、公布の日から施行することとした。

7 所要の経過措置を設けることとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

1 特定非営利活動促進法の改正に伴い、新たに知事の権限に属することとなった事務の一部を唐津市等が処理することとした。(第二条関係)

2 特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を嬉野市及び有田町が処理することとした。(第二条関係)

3 家庭用品品質表示法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、墓地、埋葬等に関する法律、農地法、工場立地法、土地区画整理法、駐車場法、都市計画法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び地方自治法が改正され、知事の権限に属する事務の一部が市等へ権限移譲されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、2については同年六月一日から、4については公布の日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第一二号）

1 住民基本台帳法第三〇条の七第四項の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる県内の市町の執行機関及び事務並びに当該執行機関への提供の方法を定めることとした。（第二条及び別表第一関係）

2 住民基本台帳法第三〇条の八第一項の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる事務を定めることとした。（第三条及び別表第二関係）

3 住民基本台帳法第三〇条の八第二項の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる知事以外の執行機関及び事務並びに当該執行機関への提供の方法を定めることとした。（第四条及び別表第三関係）

4 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（条例第

一三号)

1 国等に対し、公益上必要があるときは、物品を譲与し、若しくは時価よりも低い価額で譲渡し、又は無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付けることができることとした。(第六条及び第七条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

1 へき地学校、へき地学校に準ずる学校及び特別の地域に所在する学校等の指定を人事委員会規則で行うこととし、これらの指定の基準は、へき地教育振興法施行規則で定める基準とすることとした。(第一〇条及び第一二条関係)

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

1 県立学校職員の定数を三、二八八人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、五七六人に増員することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県博物館及び美術館協議会条例等の一部を改正する条例(条例第一六号)

1 次に掲げる協議会の委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとするため、佐賀県博物館及び美術館協議会条例ほか三条例について所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県博物館及び美術館協議会

(2) 佐賀県立九州陶磁文化館協議会

(3) 佐賀県立名護屋城博物館協議会

(4) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立図書館協議会条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

1 佐賀県立図書館協議会の委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとした。（第二条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部を改正する条例（条例第一八号）

1 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の外御書院及び御座間・堪忍所を使用しようとする者は、施設使用料を納入しなければならないこととした。（第六条及び別表第一関係）

2 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の外御書院及び御座間・堪忍所を使用する場合に当該施設の附属設備を使用しようとする者は、附属設備使用料を納入しなければならぬこととした。（第七条及び別表第二関係）

3 使用料の納付時期及び減免について定めることとした。（第八条及び第九条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

1 特定非営利活動法人の認証に係る申請書を補正することができる軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであることとした。（第二条関係）

- 2 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないこととした。（第三条関係）
 - 3 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人が知事に提出しなければならぬ申請書等について定めることとした。（第三条の二関係）
 - 4 運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資すると認められる特定非営利活動法人の認定制度に関し、当該認定に係る申請書等について定めることとした。（第七条～第九条関係）
 - 5 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に役員報酬規程等の提出を行わなければならないこととした。（第一〇条関係）
 - 6 認定特定非営利活動法人から提出された役員報酬規程等の閲覧又は謄写については、特定非営利活動法人から提出された事業報告書等の閲覧又は謄写に関する規定を準用することとした。（第一一条関係）
 - 7 新たに設立された特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものの仮認定制度に関し、当該仮認定に係る申請書等について定めることとした。（第十二条及び第一三条関係）
 - 8 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をする場合等に、当該合併に係る認定を受けるために知事に提出しなければならない申請書について定めることとした。（第十四条関係）
 - 9 その他所要の改正を行うこととした。
 - 10 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、9の一部については、同年七月九日から施行することとした。
- 佐賀県児童福祉法施行条例（条例二〇号）
- 1 この条例は、児童福祉法の施行に関し必要な事項を定めることとした。

(第一条関係)

2 児童福祉法第四五条第一項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち保育所に係るものとして、次に掲げる基準について定めることとした。(第三条関係)

(1) 食育の推進に関する基準

(2) 職員及び乳幼児に対する環境教育の推進に関する基準

(3) 乳児を入所させる保育所における保健師又は看護師の配置に関する基準

(4) 障害のある乳幼児に対する保育の実施に関する基準

(5) 調理従事者等に対する検便の実施に関する基準

3 2に定めるもののほか、保育所に係る県基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)で定める基準とすることとした。

また、乳児四人以上を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができることとした。(第三条関係)

4 知事は、インターネットの利用その他の適切な方法により、保育所の利用者等に対し、保育所に係る情報を周知することとした。(第三条関係)

5 県基準のうち児童厚生施設に係るものとして、児童館等に設けるべき場所等及びその設置に関する基準について定めることとした。(第四条関係)

6 5に定めるもののほか、児童厚生施設に係る県基準は、省令で定める基準とすることとした。(第四条関係)

7 手数料の徴収、減免及び還付について定めることとした。(第五条)第七
条関係)

8 その他所要の事項を定めることとした。

9 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

10 所要の経過措置を定めることとした。

11 佐賀県手数料条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
(条例第二二号)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、認定こども園の認定要件について、次に掲げる認定要件を定めるほか、所要の改正を行うこととした。

- (1) 保健師又は看護師の配置
- (2) 障害のある子どもの保育を行う際の配慮
- (3) 子ども及び職員に対する環境教育の実施
- (4) 調理従事者等に対する検便の実施

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 市町及びその他の公共団体が、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができることとした。(第一〇条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)
(号)

1 市町が、知事に協議して、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができることとした。(第四九条関係)

2 国の機関又は地方公共団体が、知事に協議して、県自然環境保全地域の特別地区内において建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること等ができることとした。(第六九条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(条例第二四号)

1 佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金の設置期間を延長することとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

1 平成二四年度から平成二六年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(以下「政令」という。) 第一二条第一項第一号に規定する条例で定める割合を零とすることとした。(附則第四項関係)

2 平成二四年度に限り、条例第八条に規定する場合のほか、政令附則第三条で定めるところにより、佐賀県介護保険財政安定化基金の一部を処分することができるとした。(附則第五項関係)

3 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

1 介護保険法の改正に伴い、同法の引用条項を改めることとした。(第一条関係)

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例(条例第二七号)

1 児童福祉法第五六条の五の五第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。) を置くこととした。(第一条関係)

2 審査会の委員の定数は、一〇人以内とすることとした。(第二条関係)

3 審査会の会長は、会務を総理し、審査会を代表することとした。(第三条関係)

4 合議体を構成する委員の定数は、五人とすることとした。(第四条関係)

- 5 審査会の庶務は、健康福祉本部において処理することとした。（第五条関係）
- 6 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第六条関係）
- 7 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県立九千部学園条例等の一部を改正する条例（条例第二八号）
 - 1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、佐賀県立九千部学園条例ほか四条例について所要の改正を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第二九号）
 - 1 佐賀県障害者施策推進協議会の委員及び専門委員の資格について見直すこととした。（第二条及び第三条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二三年法律第九〇号）附則第一条第一号に定める日から施行することとした。
- 佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例（条例第三〇号）
 - 1 占用料等の額を改定するため、佐賀県道路占用料条例ほか七条例を改正することとした。（第一条～第八条関係）
 - 2 この条例は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。
 - 3 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第三一号）
- 1 民法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第六一号）が公布されたこ

とに伴い、関係条例を改正することとした。

(1) 佐賀県屋外広告物条例の一部改正（第一条関係）

屋外広告業の登録を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合について、当該登録の拒否に係る要件を定めること等とした。

(2) 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（第二条関係）

浄化槽保守点検業者の登録を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合について、当該登録の拒否に係る要件を定めることとした。

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（条例第三二号）

1 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴い、風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

1 公営住宅法の改正に伴い、入居者の資格として同居親族を不要とする者について規則で定めるほか、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。